

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」（中間案）について

1 計画の位置づけ

この計画は、困難女性支援法第8条第1項およびDV防止法第2条の3第1項に基づき策定するものです。

また、この計画は、「みえ元気プラン」、「第3次三重県男女共同参画基本計画」および「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」に示すめざすべき姿の実現に向けた計画として位置付けています。

この他にも、「三重県犯罪被害者等支援推進計画 第二期」、「健やか親子いきいきプラン みえ（第3次）」などの、困難な問題を抱える女性への支援に関連する県の各計画との整合を図っています。

そして、この計画は、今後制定が予定されている「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」に基づく施策とも関係性があるものと位置付けています。

2 基本理念

- ・ 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることをふまえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題およびその背景、心身の状況などに応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などのさまざまな支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関および民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ・ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
- ・ 個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなる配偶者からの暴力を防止することで、暴力を容認しない社会の実現に向け取り組むこと。

3 支援対象者

支援対象者とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）のことを指します。

また、DV被害者支援においては、性別を問わず、配偶者からの暴力を受けた人を対象とします。

4 課題

- ・ DV相談件数は依然として高水準となっており、多くの被害者に支援が必要な状況です。引き続きDV被害から対象者を守るため、避難場所の確保や法的・心理的サポートなどの相談体制の強化により、安全・安心を確保する包括的な支援が必要です。
- ・ 女性の抱える問題は、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、生活困窮、家庭関係の破綻など多岐に渡るとともに複合化しているため、関係団体と連携しながら、よりきめ細かな支援を行うことが必要です。また、生きづらさや孤立感を感じている人に対する居場所の提供といった新たな支援が必要です。
- ・ SNSによる相談を中心に若年層からの相談が増加しており、これは、従来の公的機関の相談窓口を利用しづらいことが一因としてあります。このため、若年女性がアクセスしやすい相談体制を整備するとともに、公的機関だけでなく民間団体と連携しながら、当事者に寄り添った伴走型支援やアウトリーチ支援を行うなど、若年女性への支援の充実が必要です。また、相談機関があることを知らないといった意見が依然として多数を占めることから、従来の公的機関による相談窓口の周知とともに、身近なSNS相談などの周知広報に努める必要があります。あわせて、多様化する相談内容に応じて個々の状況に応じた専門的な相談窓口の整備も必要です。
- ・ 一時保護や施設への入所については、DVから避難するために安全を最優先する施設を引き続き確保することが必要です。また、住居などの生活基盤を失った人など、DV被害以外の理由で保護が必要な人の受け入れができるよう、対象者の自立を支援する地域に開かれた施設についても、確保していく必要があります。
- ・ 若年層における性虐待や性暴力被害、望まない妊娠が増加し、低年齢化が進んでいるため、児童への早期からの適切な教育や啓発を実施し、若年層が自らを守れる知識と意識を育むことが必要です。

5 今後の施策の方向性

困難な問題を抱える女性への支援において、本人の立場に寄り添い、さまざまな機関と連携・協力し、一人一人のニーズに応じた包括的な支援を行うため、現状把握と課題をひまえて今後の方向性を次のとおりまとめました。

- (1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】
- (2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】
- (3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】
- (4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】
- (5) 関係機関と連携した支援体制づくり 【関係機関との連携】

6 具体的な取組内容

(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】

①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進

- ・ 家庭、地域、学校における個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育や、児童虐待、いじめ、性犯罪などあらゆる暴力を許さない意識の啓発を実施することで、社会意識の啓発と教育を推進します。

②支援対象者を生まないための広報啓発および研究

- ・ ホームページや県広報などを積極的に活用することで、困難な問題を抱える女性が孤立しないよう、自身が抱える問題を問題として気づくためのさまざまな広報啓発を行います。

③支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知

- ・ 困難な問題を抱える女性は、迅速に関係機関による包括的な支援につなげる必要があることから、必要な情報が支援対象者に届き、円滑な支援につながるよう、支援情報の積極的な周知を図ります。

(2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】

①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり

- ・ 潜在化しやすい問題を抱える女性をより早期に支援につなげるために、相談窓口を設置して支援情報を周知するだけでなく、アウトリーチによる支援対象者の発見を図ります。また、切れ目なく支援を行うために、支援機関同士の引継ぎを円滑に行えるよう、連携を強化します。

②女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援をより充実させるために、女性相談支援センターのさまざまな施設機能の強化・充実を図ります。

③女性相談支援センターを中心とした、SNSや民間団体を活用しての相談窓口の設置

- ・ 潜在化している支援対象者を支援につなげるためには、支援対象者の実情をふまえた新たな視点で支援を行う必要があることから、総合的な調整能力を持つ女性相談支援センターを中心に、より幅広く抵抗感の少ない相談窓口の設置を検討します。

④個々の状況に応じた専門相談の実施

- ・ さまざまな専門相談窓口の設置により多種多様なニーズに応えることで、複合化している問題の相談支援に取り組みます。

(3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】

①安全・安心の確保と保護体制の充実

- ・ 支援対象者が安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現するために、より柔軟な保護体制の構築に取り組むとともに、保護が必要となる支援対象者には、安全・安心な居場所の迅速な提供を目指します。

②同伴する子どもへの支援の充実

- ・ 女性相談支援センターなどにおける支援対象者および児童に対して心理面でのサポートを実施します。

③保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施

- ・ 支援対象者への切れ目ない、包括的な支援を行うために、各関係機関の連携を強化するとともに、支援が必要な女性に早い段階でアクセスし、支援施策につなげるために、民間団体との連携も並行して強化します。

(4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】

①本人に寄り添った支援のための体制づくり

- ・ 困難な問題を抱える女性のさまざまなニーズに対応するため、従来の手法にとらわれない、幅広く柔軟な視点に立った寄り添った支援を実施します。

②生活基盤を支えるための支援

- ・ 困難な問題を抱える女性の安定した生活基盤の確保のために、必要となる経済的支援や就業支援、住まいの確保などの各種支援制度につなげることを目的に、支援機関相互の連携や適切な情報提供を推進します。

③居場所づくりの支援

- ・ 困難な問題を抱える女性にとって居心地のよい「居場所」を提供するために、県内だけでなく県外も視野に入れて、シェルター機能を持つ施設との連携や新たな「居場所」創設の整備を進めます。

④さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実

- ・ 本人が安定した生活を営むために、支援機関による適切な心理的支援を図ります。

⑤外国人、障がい者、高齢者、LGBTQの人への対応

- ・ 生きづらさを抱える人のそれぞれの問題に適した支援ができるよう、さまざまなニーズに応えた支援や、関係機関との連携強化に取り組みます。

⑥官民協働による孤立させない若年女性への支援

- ・ 若年女性は、困難な問題を抱える女性の中でも特にさまざまな問題を複合的に抱えやすく、そのため孤立し、社会的困難に陥るおそれがあることから、重点的に強化して支援する必要があります。
- ・ 若年女性が相談しやすい環境を整備し、関係機関との円滑な連携を図るとともに、若年女性に特化したさまざまな施策を実施します。

(5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】

①支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化

- ・ 困難な問題を抱える女性を支援するためには、さまざまな支援機関と密に連携する必要があるため、支援調整会議の設置により、支援機関同士の機能的な連携を推進します。

②困難女性の支援における関係機関の連携強化

- ・ 支援に関わる職員への研修や、意見交換の場を設けることなどにより、柔軟かつ円滑に支援につなぐことができるような関係づくりを推進します。

③市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進

- ・ 市町における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施のため、市町基本計画の策定の支援や、市町における支援調整会議設置の促進などを実施します。

④関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底

- ・ 関係する支援者への研修やサポートを行うことで、支援者をサポートしながら正しい知識と技術の定着を図ります。

⑤支援者の養成

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に特化した支援者を養成します。

7 計画の推進

困難な問題を抱える女性への支援に関わる各関係機関により構成される、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」を設置することで、各関係機関の連携を深め、円滑な支援を実施し、この計画の推進を図ります。

また、施策の実施状況や数値目標の進捗状況は、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」において報告し、計画の適切な進行管理を行います。

8 数値目標

指標	計画策定時	目標 (令和11年度)
	数値	
困難な問題を抱える女性の内、抱えている問題についてどこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	58.6% (令和6年度)	50%以下
DV被害を受けた経験のある人の内、どこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	81.6% (令和6年度)	50%以下
「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う団体数	47箇所 (令和5年度)	52箇所以上
SNS相談窓口を利用した困難な問題を抱える女性の数	983件 (令和5年度)	1,400件以上
医療関係者、民生委員、NPOなど、困難な問題を抱える女性を発見する可能性のある関係機関との研修の回数（啓発活動の回数）	5回 (令和5年度)	10回以上
一時保護委託に係る委託契約施設数	10箇所 (令和5年度)	15箇所以上
女性相談対応者の内、各支援制度（経済支援、就労支援、住宅支援など）の活用につながった困難な問題を抱える女性の数	—	240人以上
一時保護された困難な問題を抱える女性が母子生活支援施設・女性自立支援施設への入所や地域における支援につながった人の割合	91% (令和5年度)	100%
支援調整会議を設置している市町数（DV対策協議会および要保護児童対策地域協議会と組織的に一体化しているものを含む）	—	29市町
困難女性支援法に基づく基本計画を策定している市町数	—	29市町
連携可能なNPOの数（一時保護や対応困難案件での連携、困難な問題を抱える女性の発見、研修講師招聘などの女性支援事業の活動内におけるもの）	0団体 (令和5年度)	10団体以上

9 今後の予定

10月	第2回検討会議（中間案）
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年2月	第3回検討会議（最終案）
3月	常任委員会（最終案）

※この他に、市町担当者会議（新計画概要説明）および三重県支援調整会議兼DV防止会議を実施予定。